

令和 7 年 8 月 8 日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和7年8月8日（金）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1 番	松岡 浩吉	2 番	中川 浩志	3 番	後藤 賢治
4 番		5 番	住吉 栄男	6 番	
7 番	瀬井 悦老	8 番	津留 孝二	9 番	
10 番	芹口 民雄	11 番	二子石富士夫	12 番	篠田 晶子
13 番		14 番	安藤 吉孝		

4、欠席委員 4 番 富永 安弘 6 番 杉田 年徳

9 番 野尻 昭生 13 番 中川 和子

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンクー一括方式】

第4 農地法第3条第1項の規程による許可申請に関する

6月期議第10号番号2申請理由の訂正の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 それでは、令和7年度第5回高森町農業委員会総会を開会いたします。

高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席で総会は成立となっております。

本日は、14名中10名の方が出席されておりますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をよろしくお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。

お忙しい中、農業委員会の総会にお集まりいただきありがとうございます。

昨日、ちょっと雨が降りまして、よその地域では災害も起きているところもありますし、日本全国で見ると水不足というようなことで、いろいろ騒がれております。

今後、雨がどのくらい降るのかというのを心配もしておりましたが、それほど災害もなかったのではないかと思います。

今から段々と、稲も出穂しはじめておりますし、今からというところもあります。

これから、米の価格もかなり値段が上がっていくというようなお話でございます。

米農家にとってはうれしい話というような気もしますが、消費者にとっては厳しい物価高のさなか、米の値段が高くなると、頭の痛いところではないかと思います。

米価は、この20年、30年間、ずっと上がらなかったという経緯もあり、本来の通常価格は、今の3万円とか4万円とかが当たり前の価格ではないかなというふうに、農家としては思えます。

私たちとしては、農業資材等も上がっていますので、価格が上がれば、経営も成り立ち後継者も段々増えてくるのではないかと思います。

需給バランスと、農家経営が成り立つ適正価格になることで、農業も明るい見通しがついてくるのではないかという気もしております。

農業が、ますます活気が出てきて、後継者も増えていくことで、日本の農業も良くなっていけばいいなというふうに思っております。

今日は総会ということで、皆さんもまたお忙しいかも知れませんが、また、審議しながら対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日はお疲れ様です。

事務局	会長、ありがとうございました。 それでは、3番の議事に入りたいと思います。 進行は、会議規則第4条の規定により会長が議長となるとありますので、会長に議長をよろしく願いいたします。
議長	では、議事を始めたいと思います。 「議第16号」
事務局	高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。 本委員会の決定に附する。 令和7年8月8日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。
議長	では、議事録署名委員ということですので、今回は13番委員がお休みということで、12番委員、14番委員、よろしく願いいたします。
事務局	では、「議第17号」 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和7年8月8日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。
議長	はい。では、第4条ということですので、3番委員、ご説明をよろしく願います。
3番委員	番号1番の農地の情報は、下記のとおりです。 鳥獣害が激しく耕作できないため、杉を植林したいという申出がありました。 補足資料としまして、2ページから5ページに載せております。 以上です。
事務局	事務局から補足いたします。 この自己所有農地に植林する案件が、農地法第4条の中で一番多い案件です。 ただ、自分が持っている農地に植林することに対し、許可が必要であることを知らない方が多く、田や畑を耕作できなくなり、許可を得ず植林してしまっているケースも、多々ある案件です。 そういう場合は、許可書がないので、地目は田や畑のままとなります。

法務局にて受け付けませんので、地目変更はできません。

今回の申請のように、植林する前に申請することが正式ですが、許可を得ず植林してしまった場合でも、始末書を添付していただいで申請いただき、追認という形で許可が下りれば地目変更をすることができます。

農業委員さんの担当区域でそういった案件がございましたら、指導、若しくは事務局まで御連絡をよろしくお願いします。

許可基準につきましては、申請書には事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局としては申請に係る用地に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への使用の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。農地に杉を植えたいというようなことでございますが。

14番委員 この申請地は県道沿いですね。

この下にも何枚か耕作されているところもあります。

県道沿いで、前後に確かに植林してあるところもあるのですが、植林してしまうと農地がもったいないと思ひまして。

こんなに状況の良い県道沿いですので、私のほうで地権者の方とお話をして、もし誰かと小作契約ができるならいいなと思ひまして。

転用の条件的には整っているということですが、こういう場合は保留にしていただけたらなというふうに思っていますので、御検討をお願いしたいと思います。

議長 面積的には8, 000㎡ぐらいですかね。

事務局 今御指摘いただいた件について、お答えしたいと思います。

今回の申請につきまして、補足で言い忘れていましたが、隣接同意も隣の地番の地権者からいただいております。

隣接同意をいただいているということは、植林しても問題ないということです。

事務局 14番委員から、今回保留にというところですが、もし保留にするならば、法律上、何の規定に合わないから保留とか、農地法上に適合していないのでの保留とかはあると思うのですが、また、具体的に貸しつける相手がいるとか、明確な利用方法がわかっていない場合、保留にする理由としては厳しいというのが、事務局の意見でございます。

以上です。

14番委員 先ほども言いましたが、県道沿いで耕作するなら条件は良いところだと思います。

県道から離れているところではないので、誰か小作する人はいないのか、また、所有者に小作に出せませんかというお話を今一度、したいなど、私は思っていますが。

本人がどうしても、植林したいと言うならばしかたありませんが、隣に1枚、畑がありますがそこは、キャベツが植えてあります。

一方、上の畑は、荒れていますね、何年か耕作されていません。ただ、そこはまだ植林はしていませんね。

どういうふうにされるかわからないですけど。

それと、ここは農振農用地区域外ですかね。

事務局 はい、そうです。

転用が出ているので、区域外です。

農用地区域内の場合、まず農振を除外しないと転用申請ができないので、そもそも農振に入っていないです。

事務局 ここに、審議資料の右から2番目、農振区域内外とありますように、農振区域外の農地でございます。

14番委員 植林してしまうと、状況が良いところでも耕作できなくなるので。

2番委員 これは土地の所有者がこの申請をしているということですよ。所有者の希望は、植林したいということですよ。それなら、所有者の希望を第1に考えたほうが良いと思います。

14番委員 地主さんの希望ということは分かりますが。

事務局 先ほどから何度も申し上げているように、保留にするには法的な理由が必要だということです。

農地法の申請は、先ほど2番委員が言われたように、希望者の意向でこれが出ているものですから、農業委員会の協議の中で、何か懸念があるとか、周辺農地の利用について何か支障があるとかであれば、保留になると思うのですが。

それ以外のことで、保留にするのは難しいと考えられます。

理由づけについてはちょっと難しいと思います。

そこをもう少し、審議していただくしかない、事務局は思っております。

議長 この申請者の方は、高齢の方なのですか。

3番委員 もう80、90前かな。

14番委員 息子さんからの申請だったでしょ。

議長 息子さんは農業をされていませんか。

3番委員 いや、もう町外にいて、農業はしていません。

14番委員 私としては、条件の良い県道沿いの農地なので、できれば耕作する人いれば、耕作させてあげたいなという希望を持ったものですから。

3番委員 誰か周辺で耕作される方、または、地域外でもいいですけど、作ってくれるという人がいれば、申請者の考えが変わるかも知れませんが、そこは何も話されていないので。

2番委員 ということは、息子さんも町外にいて農業をする見込みもないので、将来的にはもう木を植えたほうが良いという考えで申請されているのではないのでしょうか。

議長 では、ここで皆さんの決を採りたいと思います。
よろしいですか。

なかなか難しい問題ではありますが、皆さんの決を採って決定したいというふうに思います。

植林をしてもいいという方は挙手をお願いしたいと思います。

(複数委員) 挙手者多数。

議 長 はい。では、植林をしても良いということで決定をしたいと思います。

先ほどからも話がありましたが、誰か作る方がいらっしゃれば、話し合いをしていただきたいと思いますと思いますが、今回の農業委員会では許可するというようなことでよろしいですか。

(複数委員) はい。

議 長 では、この議案は可決します。

次、「議第18号」

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画(配分)(案)の承認について。【中間管理・農地バンク一括方式】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年8月8日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長 農用地利用集積等促進計画ということの承認ということでございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局から説明します。

6ページをお開きください。

まず、番号1です。

貸付人が農業公社を通して、借受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、6ページに記載のとおりです。

契約期間は5年間で、賃借料は記載のとおりです。

補足資料は、7ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号2です。

地権者が亡くなられたため、相続人代表者が貸手となる未相続農地です。

土地につきましては、6ページに記載のとおりです。

農業公社を通して借受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

契約期間は5年間で、賃借料は記載のとおりです。

補足資料は、8ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号3です、地権者が亡くなられたため、相続人代表者が貸手となる、こちらも未相続農地です。

農業公社を通して借受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、6ページに記載のとおりです。

契約期間は5年間で、賃借料は記載のとおりです。

補足資料は、9ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、7ページをお開きください。

番号4です、貸付人が農業公社を通して借受人に対し使用貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、7ページに記載のとおりです。

契約期間は5年間で、

補足資料は、10ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号5です、貸付人が農業公社を通して借受人に賃貸借、使用貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、7ページに記載のとおりです。

契約期間は5年間で、上から2番目の筆については、賃貸借契約なので賃料は記載のとおりです。

補足資料は、11ページの白矢印が賃貸借権、有償です。

黄色矢印が使用貸借権、無償です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。御質問等はありませんか。

何もなければ、農地バンク一括方式ということで、中間管理機構を通してということで承認よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 では、承認ということでお願いします。

では、「議第19号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する、6月期議第10号番号2申請理由の訂正の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年8月8日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 これは6月に審議したのですが、譲渡人から譲受人に対し、贈与ということだったのですが、訂正の申し出がありまして、売買に

してほしいということです。

それで、前は贈与での許可ということで決定したのですが、
が、今回、売買ということで変更決定の協議をしたいと思います。

何か御意見等ございますか。

事務局 事務局から、この9ページと10ページを説明させていただきます。

先ほど議長が言われたとおり、これは6月総会での農地法第3条
の可決案件です。

9ページに記載されているのが6月総会での可決議案、10ページ
に記載されているのが今回の訂正議案です。

土地の所在地等に訂正はありませんが、申請事由に誤りがあり、
実際は贈与ではなく売買だったと、申請人から訂正の申し出がありましたので、今回、議案に上げております。

事務局からの説明は以上です。

また、この申請事由が、実際、贈与じゃなく売買だったということ
なので、売買に訂正した許可書がないと法務局で、正式に登記が
できません。

承認いただいたら、許可証は改めて売買として交付いたします。

ご審議、お願いいたします。

議長 何か御意見等ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 なければ承認したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、承認いたします。

では、以上をもちまして、今回の審議は終わりました。

お疲れ様でした。